

東京都資金不足比率（平成19年度）

審査意見書

（交通局）

東京都監査委員

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）

第22条第1項の規定により、東京都交通事業会計、東京都高速電車事業会計及び東京都電気事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見を付する。

平成20年9月5日

東京都監査委員	倉	林	辰	雄
同	馬	場	裕	子
同	三	栖	賢	治
同	筆	谷		勇
同	金	子	庸	子

第1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 東京都交通事業会計
- (2) 東京都高速電車事業会計
- (3) 東京都電気事業会計

2 審査の方法

知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正かを検証するため、決算諸表その他の帳簿及び証拠書類との照合等を行うとともに、関係部局から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

3 審査の期間

平成20年8月18日から平成20年9月5日まで

第2 審査の結果

審査に付された東京都交通事業会計、東京都高速電車事業会計及び東京都電気事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、誤りのないものと認められる。

(資金不足比率の状況)

(単位：%)

会計	交通事業会計	高速電車事業会計	電気事業会計
資金不足比率 (経営健全化基準)	(20.0)	(20.0)	(20.0)

注 資金不足が生じていないため、「 」にて記載